

## あんしんネットセキュリティご利用規約

株式会社NTTドコモ（以下「ドコモ」といいます）がお客さまに提供するあんしんネットセキュリティサービス（以下「本サービス」といいます）は、この「あんしんネットセキュリティご利用規約」（以下「本規約」といいます）に従って提供されます。ドコモが別に認める場合を除き、お客さまが本規約に同意されない場合、本サービスをご利用いただくことはできません。

### 第1条（契約の成立）

(1) お客さまが、本サービス専用アプリとしてドコモが別途指定する、McAfee LLC.（以下「McAfee社」）、Lookout, Inc.（以下「Lookout社」）、トビラシステムズ株式会社（以下「トビラシステムズ」）又はその関連会社（以下「提供元会社」といいます）が提供するアプリ（以下「本アプリ」といいます）を起動し、画面上に表示される本規約に同意する旨のボタンを押下した時点をもって、本規約に基づきドコモとお客さまとの間に本サービスの利用にかかる契約（以下「本契約」といいます）が成立し、その効力を発生するものとします。

(2) 前項の規定にかかわらず、お客さまが、前項の規定に基づく本契約の成立前に、第2条(3)に定める本有料契約を締結された場合、本有料契約の効力発生時点において、同時に本契約も成立し、その効力を発生するものとします。但し、この場合においても、第2条(1)に定める迷惑メールおまかせブロックを除き、お客さまは、本アプリを起動し、画面上に表示される本規約に同意する旨のボタンを押下するまでは、本サービスをご利用いただくことはできません。

### 第2条（本サービスの概要）

(1) お客さまは、本サービスをご利用いただくことにより、本アプリがインストールされた、ドコモが別に定める対応端末（以下「本サービス対応端末」といいます）において、次の各号に定める機能をご利用いただくことができます。但し、次の各号に定める機能のうち<5>の機能については、本アプリがインストールされていない本サービス対応端末からでもご利用可能です。なお、次の各号に定める機能のうち<5>を除く機能については、ドコモが運営するサーバの外、提供元会社が運営するサーバ（以下「提供元会社 サーバ」といいます）を用いて提供されます。また、次の各号に定める機能のうちAndroid搭載端末をご利用の場合は、<1>及び<6>の一部機能を、iOS搭載端末をご利用の場合は、<1>の一部機能及び<2>乃至<3>の機能をご利用いただけません。なお、ドコモが適当と判断する方法によりお客さまに事前に通知又は周知することにより、本サービス対応端末および対応するOSのバージョンを変更することができるものとします。

#### <1> セキュリティスキャン

- ・ アプリのインストール時等にMcAfee社が提供するウイルス定義ファイルを用いたウイルス（マルウェア）チェック及び、本サービス対応端末にインストールされたアプリの情報をMcAfee社サーバへ送信し照会することによるウイルス（マルウェア）チェックを実施し、ウイルスを検出すると警告画面を表示し、お客さまにお知らせする機能
- ・ お客さまがご利用のiOS搭載端末にてより新しいOSが利用可能な場合にお知らせする機能

#### <2> プライバシーチェック

- ・ 本サービス対応端末にインストールされたアプリの情報をMcAfee社サーバへ送信し照会することでチェックを行い、お客さまの個人データ（氏名、住所、メールアドレス、電話番号、位置情報等のドコモが定めるデータを指し、以下同様とします）を取得する機能が搭載されているアプリ一覧を作成、表示する機能
- ・ アプリのインストール時やお客さまが指定する頻度でチェックを行い、当該アプリがお客さまの個人データを取得し、且つMcAfee社の定める基準により注意喚起が必要とされた場合にお知らせする機能

#### <3> セーフブラウジング

お客さまが、ドコモが別に定めるブラウザでウェブサイトへアクセスする際に、フィッシングサイトやウイルス配布サイトなどの危険なサイトに該当するかどうかのチェックを行い、該当した場合に警告を行う機能

#### <4> セーフWi-Fi

- ・ 通信内容が監視されている場合等、McAfee社又は、Lookout社の定める基準により安全でない検知したWi-Fiネットワークに接続した場合に警告する機能

#### <5> 迷惑メールおまかせブロック

- ・ ドコモがspモードご利用規則及びspモードご利用細則に基づき提供する「ドコモメール」について、spモードセンターにて当該ドコモメールの件名、本文、ヘッダ情報等を自動的にチェックすることで迷惑メール判定を行い、迷惑メールと判定されたドコモメール（以下「迷惑メール」といいます）を専用フォルダ（以下「迷惑メールフォルダ」といいます）に振り分ける機能。
- ・ ドコモがspモードご利用規則及びspモードご利用細則に基づき提供する「ドコモ電話帳サービス」にてお客さまがドコモのサーバにアップロードした電話帳データ（以下、「クラウド電話帳データ」といいます）を利用して、クラウド電話帳データとして登録されているメールアドレス（以下「特定メールアドレス」といいます）から送信されたドコモメールのみを受信する機能
- ・ 迷惑メールと判定されたドコモメールのうち、特定メールアドレスから送信されたドコモメールについて、当該迷惑メール判定を解除し迷惑メールフォルダに振り分けない機能。

#### <6> あんしんナンバーチェック

- ・ お客様の対象端末への着信について、トビラシステムズ株式会社の提供するデータベー

スに基づき、当該発信元・着信元着信が迷惑電話の蓋然性の高い電話番号であるかの判定結果を提供する機能

・ 店舗から発信を行う場合で、当該着信が迷惑電話の蓋然性が低い電話番号と判定した場合、発信した電話番号が該当する店舗名を表示する場合があります

(2) 本サービスは、ドコモと締結されているFOMA サービス/Xi サービスのご利用についての契約（以下「FOMA/Xi 契約」といいます）にかかるFOMA カード/ドコモUIM カード/ドコモminiUIM カード（以下総称して「ドコモUIM カード」といいます）が挿入されている本サービス対応端末においてのみ、ご利用いただけます。但し、迷惑メールおまかせブロックをご利用いただくには、FOMA/Xi 契約に加えて、別途ドコモ所定の方法によりspモードのご契約及びドコモメールのご利用にかかる設定が必要です。なお、本サービス対応端末に挿入されているドコモUIM カードにかかるFOMA/Xi 契約が終了し、又は利用中断した場合、その他ドコモが指定する事由が生じた場合、当該事由が継続している間は本サービスをご利用いただくことはできません。

(3) お客さまは、本サービスの各機能のうちセーフブラウジング、プライバシーチェックセーフWi-Fi、迷惑メールおまかせブロック、及びあんしんナンバーチェック（以下、総称して「有料機能」といいます）をご利用いただくためには、本契約の他に、別途ドコモに対して有料機能の利用に関するお申込みをしていただく必要があります。お客さまから、ドコモが別に定める方法により有料機能の利用に関する申込みがあり、ドコモが当該申込みを承諾した時点で、本有料機能の利用に関する契約（以下「本有料契約」といいます）が成立し、その効力を発生するものとし、その契約条件は本規約に定めるとおとりとします。なお、本有料契約は、FOMA/Xi 契約の契約者に限ってお申込みいただくことができますが、ドコモは、FOMA/Xi 契約の契約者によるお申込であっても、FOMA/Xi 契約にかかる契約状態や支払状況等によっては、本有料契約のお申込みを承諾しない場合があります。有料機能は、本有料契約を締結されているお客さま（以下「有料契約者」といいます）のみがご利用いただけます。また、本有料機能のうち「迷惑メールおまかせブロック」「あんしんナンバーチェック」については、2018年2月のドコモが別途定める日以前に、お客さまより当該機能を利用しない旨の別段のお申し出をいただくことにより、ご利用機能から外している場合であっても、本有料契約を締結されているすべてのお客さまは、ドコモが別途定める2018年2月のご利用開始日より、当該機能をご利用いただけるようになります。

(4) 本有料契約を当社との間の締結したお客さまは、ドコモがspモードご利用規則及びspモードご利用細則に基づき提供する「データ保管BOX」のウイルススキャン機能をご利用いただくことができます。

### 第3条（制限事項）

(1) ドコモは、本アプリのバージョンアップ版を提供する場合があります、お客さまご自身でバージョンアップ版をダウンロードいただく必要があります。この場合、お客さまがバー

ジョンアップを行うまでの間又は本アプリのバージョンアップ後に本アプリの画面表示に従って所定の操作を完了するまでの間、本サービスの全部又は一部をご利用いただけなくなる場合があります。また、バージョンアップを行う前にお客さまの本アプリ内に蓄積されていた設定データなどが全て消去される場合があります。

(2) 本アプリは、定期的にウイルス定義ファイルや電話番号判定のためのデータベースの更新の有無を自動的に確認し、随時ウイルス定義ファイルや電話番号判定のためのデータベースを更新する機能を有していますが、当該通信のタイミングにおいてお客さまの本サービス対応端末が通信可能な状態にない場合などには、ウイルス定義ファイルや電話番号判定のためのデータベースの更新等が実施されない場合があります。

(3) FOMA/Xi 契約にかかるドコモUIM カードが挿入されていない場合、本アプリのダウンロードやバージョンアップができない場合があります。

(4) セキュリティスキャンの実行中、プライバシーチェックの実行中、ウイルス定義ファイルの更新中、セーフブラウジングの実行中、セーフWi-Fiの実行中、あんしんナンバーチェックの実行中、電話番号判定のためのデータベース更新中などにおいて、お客さまの本サービス対応端末のレスポンスや通信速度が低下する場合があります。

(5) 本アプリのバージョンアップ版のダウンロード中、ウイルス定義ファイルの更新中、セキュリティスキャンの実行中、プライバシーチェックの実行中、セーフブラウジングの実行中、セーフWi-Fiの実行中、あんしんナンバーチェックの実行中、電話番号判定のためのデータベース更新中などに通信が切れた場合や提供元会社 サーバが利用できない場合、お客さまの本サービス対応端末に本アプリの動作に支障を及ぼすアプリ（本サービスと同種の機能を有するアプリ、タスクマネージャ機能を有するアプリなど）がインストールされている場合、FOMA/Xi 契約にかかるドコモUIM カードが挿入されていない場合など、本アプリが正常に動作しない場合があります。

#### 第4条（セキュリティスキャンについて）

(1) セキュリティスキャンにおいて検知が可能なウイルスなどのセキュリティの脅威は、当該時点でお客さまの本サービス対応端末に記録されている、McAfee 社が提供するウイルス定義ファイルにより対応可能な脅威、又は、McAfee社サーバに記録されている脅威のみであり、すべての脅威を検知することを保証するものではありません。ウイルス定義ファイルにも含まれない未知の脅威など、対応できない場合があります。

(2) お客さまがセキュリティスキャンにおいて検知されたウイルスを削除される場合、お客さまの本サービス対応端末に記録されている他のファイル、データも削除される場合があります。

#### 第5条（セーフブラウジングについて）

(1) セーフブラウジングの対象となるのは、McAfee 社の定めるURL リストにより対応可能

なサイトのみであり、すべての危険サイトに対して保護機能が有効となることを保証するものではありません。

(2) セーフブラウジングをご利用中は、お客さまのサイトアクセスしたURL が危険サイトであるかを判定するため、セーフブラウジング機能が搭載されているアプリがMcAfee社サーバに当該URL 等の情報を通知します。お客さまは、セーフブラウジングのご利用にあたり、セーフブラウジング機能が搭載されているアプリがかかる通知を行うことを承諾するものとします。

(3) 一部のサービス対応端末については、セーフブラウジングによる警告の表示が遅れる場合、サイトアクセスの方法等によってセーフブラウジングが機能せず警告が表示されない場合があります。

(4) セーフブラウジングの対象となるのは、ドコモが別に定めるブラウザ（以下「対応ブラウザ」といいます）でのサイトアクセスのみとなります。但し、対応ブラウザを利用している場合であっても、当該対応ブラウザの設定等によりセーフブラウジングが機能せず警告が表示されない場合があります。

#### 第6条（プライバシーチェックについて）

(1) プライバシーチェックにおいて検知が可能なお客さまの個人データを取得する機能が搭載されているアプリは、McAfee社サーバにアプリ情報が記録されているアプリのみであり、お客さまの個人データを取得する機能が搭載されているアプリを全て検出することを保証するものではありません。

(2) プライバシーチェックは、お客さまの個人データを取得する機能が搭載されているアプリを一覧表示することで、お客さまの当該アプリの利用に関する注意喚起を促すものです。ウイルス（マルウェア）を検出・駆除等を行ったり、お客さまの個人データの送信を停止したりする機能ではありません。

#### 第7条（迷惑メールおまかせブロックについて）

(1) 特定メールアドレスから送信されたドコモメールのみを受信する機能、及び迷惑メールと判定されたドコモメールのうち、特定メールアドレスから送信されたドコモメールについて当該迷惑メール判定を解除し迷惑メールフォルダに振り分けない機能のご利用には、事前にドコモ電話帳サービスのクラウド利用設定をONにする必要があります。当該クラウド利用設定がOFFになっている場合又はクラウド電話帳データ内にメールアドレスが含まれていない場合で、特定メールアドレスから送信されたドコモメールのみを受信する機能、又は迷惑メールと判定されたドコモメールのうち、特定メールアドレスから送信されたドコモメールについて当該迷惑メール判定を解除し迷惑メールフォルダに振り分けない機能を利用する設定にしている場合には、全てのドコモメールが迷惑メールフォルダに振り分けられます。

(2) 迷惑メールおまかせブロックと、『spモードご利用細則「2. spモード電子メールについて」(5)メール受信方法の設定』に定める受信方法の設定（以下総称して「受信拒否設定」といいます）を併用している場合、特定メールアドレスから送信されたドコモメールのみを受信する設定にしている場合を除き、迷惑メールおまかせブロックの設定よりも当該受信拒否設定が優先されます。

(3) 迷惑メールは、ドコモが別に定める最大容量、メール通数又は保存期間において迷惑メールフォルダに保存されます。これらの条件のいずれかを超過することとなる場合、最も古い迷惑メールから順番に当該超過が解消されるまで削除されます。なお、迷惑メールフォルダに保存された迷惑メールは、本有料契約が解約、解除その他の事由により終了した後も、保存期間を超過するまで保存されます。

(4) 一定額到達通知サービスのお知らせメールやdアカウントのID/パスワード通知メール等、ドコモが別に定める内容のドコモメールについては、特定メールアドレスから送信されたドコモメールのみを受信する機能を利用している場合であっても受信されます。

(5) 迷惑メールの判定は、株式会社シマンテックの判定基準によります。迷惑メールの判定は、いわゆる「迷惑メール」の疑いのあるドコモメール全てを迷惑メールフォルダに振り分けることを保証するものではなく、また、いわゆる「迷惑メール」の疑いのあるドコモメール以外のドコモメールについても迷惑メールフォルダに振り分けられる場合があります。

#### 第8条（あんしんナンバーチェックについて）

(1) あんしんナンバーチェックは迷惑電話の可能性をお客様に通知するものであり、詐欺などの犯罪を完全に排除するサービスではありません。(2) あんしんナンバーチェックは迷惑電話の蓋然性の高い電話番号を判定するサービスではあるものの、迷惑電話の蓋然性の高い一切の電話番号につき判定の対象となることを保証するサービスではありません。

(3) あんしんナンバーチェックにおいて迷惑電話の蓋然性が高いと判定された電話番号が、必ずしもお客様が認識する迷惑電話の電話番号と一致するものではありません。

(4) あんしんナンバーチェック利用中、万一犯罪などにより生命や財産等に被害又は損害を被ったとしても、当社の本規約等によるほかは、一切責任を負いません。

(5) 発信者番号の通知がない場合（「非通知設定」、「公衆電話」、「通知不可能」等）、迷惑電話の蓋然性の高い電話番号であるかの判定結果の提供がなされません。

(6) あんしんナンバーチェックは当社の電気通信設備を通じて提供される音声通話サービスのみを対象とし、パケット通信を利用した通話アプリ（LINE、SKYPEなどを含むがそれらに限られません）等は本サービスの対象外です。

(7) 当社の「キャッチホン」サービス等による通話中の着信については、あんしんナンバーチェックの対象外です。

#### 第9条（dアカウントのID／パスワードについて）

(1) お客さまがご利用の本サービス対応端末において、本サービスを利用する場合には、ドコモが別に定める「dアカウント 規約」に基づき発行するdアカウントの ID 及びパスワードの入力が必要となる場合があります。

(2) dアカウントの ID 及びパスワードが入力されて本サービスの利用がなされた場合、当該利用はお客さまによりなされたものとみなします。

#### 第10条（利用料の支払等について）

(1) 有料契約者は、本有料契約の対価（以下「利用料」といいます）として、本有料契約の成立日から終了日の前日までの期間（本有料契約の成立日と終了日が同日の場合は1日間とし、以下「利用料算定期間」といいます）について、月額200円（税抜）をドコモにお支払いただきます。なお、有料契約者が、FOMA／Xi 契約について身体障がい者等割引（ハーティ割引）の適用を受けている場合であっても、利用料には割引は適用されません。本有料契約を締結せず、セキュリティスキャンのみをご利用になるお客さまは、利用料はかかりません。なお、Andorid搭載端末をご利用のお客さまは第2条(1)に定める本サービスの機能のうち<1>及び<6>の一部機能を、iOS搭載端末をご利用のお客さまは第2条(1)に定める本サービスの機能のうち<1>の一部機能及び<2>乃至<3>の機能をご利用いただけませんが、有料機能をご利用いただくためには、本項に定める利用料をドコモにお支払いいただく必要があります。

(2) 有料契約者が、一つのFOMA／Xi 契約について初めて締結された本有料契約に限り、本有料契約日から起算して31日間、本有料契約の利用料を無料とします。

(3) 本条(1)に関わらず、お客さまが、本有料契約、ケータイ補償お届けサービスご利用規約に従い提供される「ケータイ補償お届けサービス」（月額料金280円又は380円（税抜）で契約している場合に限り）若しくはケータイ補償サービスご利用規約に従い提供される「ケータイ補償サービス」（月額料金330円又は380円又は500円（税抜））若しくはケータイ補償サービス for iPhone & iPadご利用規約に従い提供される「ケータイ補償サービス for iPhone & iPad」（月額料金500円又は600円又は750円（税抜））及びあんしん遠隔サポート利用規約に従い提供される「あんしん遠隔サポート」の全てを契約（お客さまが将来、ケータイ補償お届けサービス若しくはケータイ補償サービス若しくはケータイ補償サービス for iPhone & iPad又はあんしん遠隔サポートの契約を締結することを、ドコモが別に定める方法により申し出、ドコモが当該申し出を承諾した場合を含みます）している場合（以下、この条件を「あんしんパック適用条件」といいます）、あんしんパック適用条件を満たしている期間（あんしんパック適用条件を満たさなくなった日は除きます）に限り、本有料契約の利用料から月額100円（税抜）相当額を自動的に減額します。（本条件は、お客さまがあんしんパック適用条件を満たしている場合で、かつネットトータルサポートご利用規則に従い提供される「ネットトータルサポート(月額500円(税抜))」の契約を締結してい

る場合も同様に適用されるものとします)

(4) 本条(3)に定める期間に加え、一つのFOMA/Xi 契約について、あんしんパック適用条件を初めて満たすこととなった場合、その状態が継続している期間に限り、あんしんパック適用条件を初めて満たした日から起算して31 日間、本有料契約の利用料を無料とします。

(5) 各暦月において、利用料算定期間及び本条(2)乃至(4)の適用を受ける期間（以下、総称して「利用料算定期間等」といいます）が1ヶ月に満たない場合、利用料は、利用料算定期間等と当該月の暦日数に応じて日割計算します。なお、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(6) 利用料は、有料契約者のFOMA/Xi 契約にかかるご利用料金と合わせて、契約約款その他ドコモが別途定める方法によりお支払いいただきます。

(7) 有料契約者は、ご利用の端末がドコモの定めるサービス提供条件を満たしていない場合、本アプリが正常に動作しない場合などにより、本サービスの全部又は一部をご利用ができない場合であっても、本条の定めに従い利用料をお支払いいただく必要があります。但し、契約者の責めによらない理由により有料機能を全く利用できない状態が生じた場合に、そのことをドコモが認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときは、そのことをドコモが認知した時刻以後の利用できなかった時間（24 時間の倍数である部分に限り）については、利用料の支払い義務はありません。

(8) 有料契約者が利用料をその支払期日までにお支払いいただけない場合（本条(12)に定義する請求事業者に対してお支払いいただけない場合を含みます）、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息としてお支払いいただきます。ただし、支払期日翌日から起算して15日以内に支払いがあった場合、この限りではありません。

なお、当社は、本条(8)に規定する延滞利息の支払い義務が発生している FOMA/Xi 契約につき、他に有料契約者が支払いを要する料金がない場合は、延滞利息を請求しない場合があります。

(9) 本規約に別段の定めがある場合を除き、利用料の請求、支払義務等については、契約約款の規定のうち、「付加機能使用料」について適用される規定を準用するものとします。

(10) 本サービスのご利用には、一部を除き、パケット通信料/データ通信料がかかります（アプリ及びそのバージョンアップ版のダウンロード時、ウイルス定義ファイルの更新時、セキュリティスキャンの実行中、プライバシーチェックの実行中、セーフブラウジング実行中、セーフWi-Fi実行中、あんしんナンバーチェック実行中、電話番号判定のためのデータベース更新中における提供元会社 サーバとの通信時などを含みますが、これらに限りません）。また、ウイルス定義ファイルや電話番号判定のためのデータベースの更新が無い場合でも、その更新の有無を確認するための通信について都度別途パケット通信料/データ通信料がかかります。

(11) 本サービスを海外でご利用になる場合、すべての通信に対し、契約約款に定める国際



アウトローミング通信料がかかります。この場合、お客さまがパケット定額／データ定額サービスをご契約されていても、パケット定額／データ定額サービスの適用対象外となります（海外パケ・ホーダイが適用となる場合を除きます）。

(12) 有料契約者は、ドコモが利用料債権その他の本有料契約に基づく債権を、ドコモが定める第三者（以下「請求事業者」といいます）に譲渡することを承認していただきます。この場合において、ドコモは、有料契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

(13) 有料契約者は、前項の場合において、当該債権に関する情報並びにFOMA／Xi 契約にかかる氏名、住所及び契約者識別番号等の情報をドコモが請求事業者へ提供する場合があることに予め同意し、また、当該債権にかかる支払状況等の情報を請求事業者がドコモへ提供する場合があることに予め同意するものとします。

#### 第11条（dポイント／ドコモポイントの進呈等について）

有料契約者であり、かつドコモが別に定める「dポイントクラブ会員規約」に基づき提供される会員制度「dポイントクラブ」の会員である場合に限り、当該有料契約者に対してdポイントが進呈されます。なお、当該dポイントの進呈及び進呈されたdポイントの利用に関する条件等は、「dポイントクラブ会員規約」の提供条件に定めるところによります。

#### 第12条（本有料契約の解約等）

(1) 有料契約者は、本有料契約の解約を希望される場合、ドコモが別に定める手続きにより本有料契約を解約することができます。なお、有料契約者のFOMA／Xi 契約について、解約、名義変更・承継によるご契約者の変更、電話番号保管等の事象が発生した場合、本有料契約は自動的に解約となります。なお、この場合においても、本契約は引き続きその効力を有します。

(2) ドコモは、有料契約者に次の各号に該当する事由が生じた場合、有料契約者に事前に通知のうえで、本有料契約の全部又は一部を解除することができるものとします。なお、この場合においても、本契約は引き続きその効力を有します。

<1> 支払期日を経過しても利用料が支払われない場合（請求事業者に対してお支払いいただけない場合を含みます）その他有料契約者が本契約に違反した場合

<2> ドコモの業務遂行に支障を及ぼす場合

(3) 本有料契約が解約、解除その他の事由により終了した場合、本有料契約の各種機能等により登録された情報は全て削除されます。

(4) ドコモは、本条に基づく本有料契約の解約若しくは解除又は情報の削除により、お客さま又は第三者に損害が生じたとしても、当該損害について、一切の責任を負いません。

#### 第13条（本サービスの中断・中止等）

(1) 次の各号に該当する場合には、本サービスの全部又は一部の提供が中断・中止されることがあります。この場合、ドコモは、ドコモが適当と判断する方法で事前にお客さまにその旨を通知又はドコモのホームページ上に掲示します。但し、緊急の場合又はやむを得ない事情により通知又は掲示できない場合は、この限りではありません。

<1> 本サービスに係るシステム（提供元会社サーバを含み、以下同じとします）の保守・点検のために必要な場合

<2> 火災・停電等の事故、地震・洪水等の天災、戦争、暴動、労働争議等により、本サービスの提供ができない場合

<3> 本サービスに係るシステムの障害等により、本サービスの提供ができなくなった場合

<4> 運用上又は技術上やむを得ず本サービスの一時中断が必要であると判断される場合

<5> その他合理的に必要と認められる場合

(2) ドコモは、本条に基づく本サービスの提供の中断・中止により、お客さま又は第三者に損害が生じたとしても、当該損害について、一切の責任を負いません。

#### 第14条（有料機能の利用停止）

(1) ドコモは、有料契約者に次の各号に該当する事由が生じた場合、有料契約者による有料機能の全部又は一部のご利用を停止することができるものとします。

<1> 支払期日を経過しても利用料が支払われない場合（請求事業者に対してお支払いいただけない場合を含みます）その他有料契約者が本規約に違反した場合

<2> 有料契約者が、FOMA サービス又はXi サービスの利用を停止された場合

(2) ドコモは、前項の規定に基づき有料機能の全部又は一部のご利用を停止する場合、事前に有料契約者にその旨を通知します。但し、緊急止むを得ない場合はこの限りではありません。

(3) ドコモは、本条に基づく有料機能のご利用の停止により、お客さま又は第三者に損害が生じたとしても、当該損害について、一切の責任を負いません。

#### 第15条（本サービスの変更、追加、廃止）

(1) ドコモは、ドコモが適当と判断する方法によりお客さまに事前に通知又は周知することにより、本サービスの全部若しくは一部を変更、追加又は廃止することができるものとします。なお、本サービスの各機能の内、有料機能を全て廃止した場合には、お客さまとドコモとの間の本有料契約は終了するものとします。

(2) 本規約は、ドコモの都合により変更されることがあります。この場合、ドコモは1日以上の予告期間をおいてドコモのホームページにおいて変更後の本規約の内容を周知するものとし、予告期間経過後は、変更後の本規約が適用されるものとします。

(3) ドコモは、本項に基づく本サービスの変更、追加若しくは廃止又は本規約の変更によりお客さま又は第三者に損害が生じたとしても、当該損害について、一切の責任を負いま

せん。

#### 第16条（禁止事項）

お客さまは、本サービスのご利用にあたり、以下に定める行為を行わないものとします。

- 〈1〉 ドコモ若しくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権、その他の権利を侵害する行為、又は侵害するそのある行為。
- 〈2〉 第三者のプライバシーを侵害する行為、又は侵害するおそれのある行為
- 〈3〉 ドコモ又は提供元会社の設備（提供元会社サーバを含みます）に無権限でアクセスすること、過度な負担を与えること、本サービスの提供を不能にすること、その他本サービスの提供若しくは運営に支障を与える行為、又はそれらのおそれのある行為
- 〈4〉 ドコモの営業活動を妨害する行為、又は妨害するおそれのある行為
- 〈5〉 ドコモ若しくは第三者に不利益若しくは損害を与える行為、又はそのおそれのある行為
- 〈6〉 犯罪的行為若しくは犯罪的行為に結びつく行為、又はそのおそれのある行為
- 〈7〉 本サービスを利用することによって得られる一切の情報を業として利用する行為又は方法の如何を問わず第三者の利用に供する行為
- 〈8〉 本アプリを本サービス対応端末以外の端末（本サービス対応端末を不正に改造した端末を含みます）で利用する行為
- 〈9〉 本アプリの逆コンパイル、逆アセンブル等のリバースエンジニアリング行為
- 〈10〉 本アプリに付されている著作権表示及びその他の権利表示を削除又は改変する行為
- 〈11〉 上記の他、法令、契約約款等若しくは公序良俗に違反する行為、又は違反するおそれのある行為

#### 第17条（注意事項）

(1) お客さまのご利用の方法によっては、定期的な通信によりパケット通信量／データ通信量が増え、本サービス対応端末の消費電力が増加し、連続通話（通信）時間・連続待受時間が短くなる場合があります。

(2) ドコモが本サービスにて提供する情報及び本アプリの著作権は、ドコモ又はその他の第三者に帰属し、本契約及び本有料契約は、お客さまに対する何らの権利移転等を意味するものではありません。お客さまは、当該著作物を私的かつ非営利目的で本サービスを利用する目的に限り使用できるものとし、当該目的以外に使用してはならないものとします。また、お客さまは、著作権者の許可なく当該著作物の全部又は一部を複製・複写・転載・改変し、又は販売、再配布、送信可能化、公衆送信、貸与、譲渡、利用許諾等を行うことはできません。

(3) お客さまは、本アプリを日本国外に持ち出す場合等、日本国又は諸外国の輸出入に関する法令等（以下「輸出入関連法規」といいます）の適用を受ける場合には、輸出入関連

法規を遵守するものとします。なお、お客さまは本項の規定に違反した行為により生じるいかなる問題についても、お客さまのご自身の責任でこれを解決するものとします。

#### 第18条（ドコモの責任）

(1) 本サービス対応端末、本アプリのバージョン又は本サービス対応端末のOS のバージョンアップの有無等によって、お客さまがご利用できる各種機能の内容が異なる場合があります、ドコモはお客さまに対して本サービスの各機能の全ての利用を保証するものではありません。

(2) ドコモは、本サービス又は本アプリの完全性・有用性・正確性・即時性・安全性等を保証するものではなく、必ずしもお客さまの特定の利用目的や要求に対する適合性を保証するものではありません。また、ドコモは、本アプリが第三者の知的財産権その他の権利を侵害していないこと、本アプリが正常に動作することを何ら保証するものではありません。

(3) ドコモは、本アプリに瑕疵が発見された場合、ドコモのホームページに掲載し、又はその他ドコモが適当と認める方法により、お客さまに対し瑕疵のある旨を周知又は通知するとともに、瑕疵のない本アプリを提供するか、又は当該瑕疵を修補すべく努めますが、その実現を保証するものではなく、本アプリの瑕疵に起因してお客さま又は第三者が被った損害（本サービス対応端末、ソフトウェア等の破損による損害を含みます）について、一切の責任を負いません。

(4) ドコモが本サービス又は本アプリに関してお客さまに対して損害賠償責任を負う場合であっても、ドコモが賠償をする損害は、通常かつ直接の損害（本有料契約の有無にかかわらず、有料契約者が支払うべき利用料の1ヶ月分に相当する金額を上限とします）に限るものとし、ドコモは、如何なる場合であっても、間接損害、特別損害、付随的損害、派生的損害、逸失利益、使用機会の喪失による損害についての責任を負わないものとします。但し、ドコモの故意又は重過失による場合はこの限りではありません。

(5) 前項の規定にかかわらず、ドコモは、有料機能が提供されるべき場合において、ドコモの責めに帰すべき事由によりその提供がなされなかったときは、その有料機能が全く利用できない状態にあることをドコモが認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、有料機能が全く利用できない状態にあることをドコモが認知した時刻以後のその状態が継続した期間（24 時間の倍数である部分に限ります）について、24 時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する利用料（第10 条(5)に準じて計算します）を損害とみなし、その額に限って賠償します。本項の規定は、ドコモの故意又は重大な過失により有料機能を提供しなかったときは適用しません。

#### 第19条（通知）

ドコモは、本契約又は本有料契約に関するお客さまへの通知又は周知を、ドコモが適当と判断する方法により行います。なお、ドコモが、お客さまがご自身のFOMA/Xi 契約に関し

てドコモに届出ている住所又は請求書送付先への郵送によりお客さまへの通知を行った場合、当該通知は通常到達すべきときにお客さまに到達したものとみなします。

#### 第20条（権利譲渡等の禁止）

お客さまは、ドコモの事前の書面による同意なしに、本契約又は本有料契約に関するお客さまの権利又は義務を譲渡し、承継させ、貸与し、又は担保に供することはできないものとします。

#### 第21条（個人情報の取扱い）

ドコモは、本サービスの提供にあたりお客さまの個人情報を取得した場合、ドコモが別に定める「お客さまの個人情報に関するプライバシーポリシー」及び「アプリケーションプライバシーポリシー」に従い、取り扱います。

#### 第22条（準拠法）

本契約及び本有料契約の効力・履行及び解釈に関しては、日本法が適用されるものとします。

#### 第23条（紛争解決）

本契約又は本有料契約に関連して訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

以上

株式会社NTTドコモ